⑶　乗用自動車であって、液化石油ガスを燃料とする乗車定員10人以下のもの（以下「ＬＰガス乗用自動車」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成22年４月１日に始まり平成23年３月31日に終わる年度）以降の各年度（平成31年４月１日に始まり平成32年３月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷するＬＰガス乗用自動車のエネルギー消費効率（省令第１条の表第１号に規定する数値（10・15モード燃費値に限る。）をいう。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区　分	基準エネルギー消費効率
1　車両重量が703キログラム未満のＬＰガス乗用自動車	15.9
2　車両重量が703キログラム以上828キログラム未満のＬＰガス乗用自動車	14.1
3　車両重量が828キログラム以上1,016キログラム未満のＬＰガス乗用自動車	13.5
4　車両重量が1,016キログラム以上1,266キログラム未満のＬＰガス乗用自動車	12.0
5　車両重量が1,266キログラム以上1,516キログラム未満のＬＰガス乗用自動車	9.8
6　車両重量が1,516キログラム以上1,766キログラム未満のＬＰガス乗用自動車	7.9
7　車両重量が1,766キログラム以上2,016キログラム未満のＬＰガス乗用自動車	6.7
8　車両重量が2,016キログラム以上2,266キログラム未満のＬＰガス乗用自動車	5.9
9　車両重量が2,266キログラム以上のＬＰガス乗用自動車	4.8

⑷　ガソリン乗用自動車又はディーゼル乗用自動車の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成27年４月１日に始まり平成28年３月31日に終わる年度）以降の各年度（平成31年４月１日に始まり平成32年３月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷するガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車のエネルギー消費効率（省令第１条の表第１号に規定する数値（ＪＣ08モード燃費値に限る。）をいう。以下⑸及び⑻において同じ。）（ディーゼル乗用自動車にあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（１－２⑵において「ガソリン乗用自動車等平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区　分	基準エネルギー消費効率
1　車両重量が601キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	22.5
2　車両重量が601キログラム以上741キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	21.8
3　車両重量が741キログラム以上856キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	21.0
4　車両重量が856キログラム以上971キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	20.8
5　車両重量が971キログラム以上1,081キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	20.5
6　車両重量が1,081キログラム以上1,196キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	18.7
7　車両重量が1,196キログラム以上1,311キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	17.2
8　車両重量が1,311キログラム以上1,421キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	15.8
9　車両重量が1,421キログラム以上1,531キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	14.4
10　車両重量が1,531キログラム以上1,651キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	13.2
11　車両重量が1,651キログラム以上1,761キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	12.2
12　車両重量が1,761キログラム以上1,871キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	11.1
13　車両重量が1,871キログラム以上1,991キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	10.2
14　車両重量が1,991キログラム以上2,101キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	9.4
15　車両重量が2,101キログラム以上2,271キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	8.7
16　車両重量が2,271キログラム以上のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	7.4

⑸　乗用自動車であって、乗車定員11人以上かつ車両総重量（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第40条第３号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。）3.5トン以下のもの（以下「小型バス」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成27年４月１日に始まり平成28年３月31日に終わる年度）以降の各年度（平成31年度４月１日に始まり平成32年３月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する小型バスのエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（１－２⑶において「小型バス平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区　分	基準エネルギー消費効率
1　揮発油を燃料とする小型バス	8.5
2　軽油を燃料とする小型バス	9.7

⑹　乗用自動車であって、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5トン超のもの（高速自動車国道等（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第４条第１項に規定する道路及び道路法（昭和27年法律第180号）第48条の４に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車（旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）に限る。以下「路線バス」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成27年４月１日に始まり平成28年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する路線バスのエネルギー消費効率（省令第１条の表第２号に規定する数値（以下「重量車モード燃費値」という。）をいう。以下⑺において同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（１－２⑷において「路線バス平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。